

審 査 基 準

令和 2 年 3 月 23 日 作成

法 令 名	探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根 拠 条 項	第 4 条第 2 項
処 分 の 概 要	探偵業届出証明書の再交付
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条第 3 項（探偵業届出証明書の交付）
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	3 日
申 請 先	営業所を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先	営業所を管轄する警察署及び鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	